

## 平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算

平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ520千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,191千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月31日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	15,152	△794	14,358
	1 使用料	15,080	△755	14,325
	2 手数料	72	△39	33
2	県支出金	12,168	274	12,442
	1 県補助金	12,168	274	12,442
	歳 入 合 計	38,711	△520	38,191

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	29,404	0	29,404
	1 施設管理費	28,922	0	28,922
2	医業費	8,807	△520	8,287
	1 医業費	8,807	△520	8,287
歳 出 合 計		38,711	△520	38,191







2 歳 入

1 款 使用料及び手数料

△794千円

1 項 使用料

△755千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務使用料	千円 15,080	千円 △755	千円 14,325
計	15,080	△755	14,325

1 款 使用料及び手数料

△794千円

2 項 手数料

△39千円

1 総務手数料	72	△39	33
計	72	△39	33

2 款 県支出金

274千円

1 項 県補助金

274千円

1 診療所運営費補助金	11,466	274	11,740
計	12,168	274	12,442

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 診療報酬	千円 △745	診療報酬	△745
2 診療報酬外使 用料	△10	診療報酬外使用料	△10

1 証明手数料	△39	諸証明手数料	△39
---------	-----	--------	-----

1 診療所運営費 補助金	274	へき地診療所運営費補助金	274
-----------------	-----	--------------	-----

3 歳 出

1 款 総務費 0千円

1 項 施設管理費 0千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 28,922	千円 0	千円 28,922	千円 499	千円	千円	千円 △499
計	28,922	0	28,922	499	0	0	△499

2 款 医業費 △520千円

1 項 医業費 △520千円

2 医療用衛生 材料費	5,495	△520	4,975	△225			△295
計	8,807	△520	8,287	△225	0	0	△295

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円 財源更正

11 需用費	△520	医薬材料費	△520